

平成23年(ワ)第39604号 地位確認等請求事件

平成24年(ワ)第9052号 地位確認等請求事件

平成24年(ワ)第17921号 地位確認等請求事件

平成24年(ワ)第36691号 地位確認等請求事件

原告 丹羽 良子 他8名

被告 日本郵便株式会社

第七準備書面

2013年4月10日

東京地方裁判所民事第11部甲B係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 萩尾 健太

同 弁護士 長谷川 直彦

第1 求釈明申立

原告らは被告準備書面(6)に対し、以下の通り求釈明を申し立てる。

1 被告は、「第3」において、2011年9月末雇い止め対象者の例について主張している。

しかし、原告らのうち、原告濱、原告石澤は、2012年3月末で雇い止めとされた者である。

よって、2012年3月末雇い止め対象者の例についても主張されたい。

2 被告は「第3」の「1」で支店名を伏せて主張している。その理由として「個人情報保護の観点」を挙げている。しかし、それは準備書面の閲覧制限等をすればよいことである。支店名が分からなければ、被告の言っていることが真実なの

かどうか、原告らにとっては全く調査のしようがなく、認否反論ができない。よって、支店名まで明らかにされたい。

- 3 被告は、「第3」の「2」で、2011年9月末雇い止め対象者のうち、同年10月1日以降雇用契約更新又は再雇用の対象となったものの2013年1月末日までに雇用契約が終了している期間雇用社員について、支社毎にその理由を挙げるのみである。

しかし、原告らは自身の雇い止めの無効を主張しており、原告らの場合と比較検討するうえでは、どの支店で何人がどういう理由で契約更新又は再雇用されたのかが明らかにされなければならない。よって、被告が「第3」の「1」で述べたように、支店毎に人数も挙げて主張されたい。

- 4 被告は「第4」で「現在まで雇用が継続している期間雇用社員は57名と1割に過ぎず・・・約9割は、一時的・過渡的な対策としてなされたに過ぎない」と主張する。

しかし、2012年4月の雇い止め対象者を含めて、さらにもう1回雇用契約更新又は再雇用がなされた者については、一時的・過渡的対策とは言い切れないのである。

よって、さらにもう1回雇用契約更新又は再雇用がなされた者について、その人数、支店、理由を明らかにされたい。

- 5 被告は「第5」において、原告深尾、原告大倉、原告濱については、そもそも後補充の必要がなかったとしている。

しかし、同人らが勤務していた同支店における雇い止め対象者について、後補充の必要があった場合には、上記の原告らを異動させることによって原告らにより後補充を為しえたのである。実際、原告石澤が勤務していた豊中支店では人事異動によって原告石澤の後補充をしたと被告も主張している。

また、他の原告らについては、後補充の必要性はあっても、実際に後補充がな

されたので、後補充の困難性が存在しなかった、としている。

しかし、後補充された職員が直ぐに辞めてしまったなどの事情があれば、後補充が困難であった、と言うべきである。

さらに、原告らと同じ支店で雇い止め対象者について雇用契約更新又は再雇用がなされた例があれば、なぜ原告らについてそのような措置を執らなかったのか、その平等性も問題となる。

よって、原告らの各所属支店について、何人雇い止め対象者がおり、その中に雇用契約更新又は再雇用がなされた例があるか、後補充は何人なされたか、そのうち辞めた者は何人か、後補充された者は、どれだけの期間、雇用を継続しているか、明らかにされたい。

第2 求釈明への回答

1 人事に関する協約第9 1条は効力を有しない

郵便事業会社と郵政ユニオンとの人事に関する協約第9 1条は、原告らに対して効力を有さず、原告らの労働契約の内容とならないことは、第六準備書面1 8頁以下で詳論したとおりである。

ただし、念のために被告による準備書面（8）1 5頁の求釈明に回答する。

2 原告齋藤康正

原告齋藤は、2 0 0 3年1月1日に「千葉郵政労働組合」（当時）に加入した。

「千葉郵政労働組合」は2 0 0 4年6月に郵政ユニオンに合流し、現在に至る。

原告齋藤には、組合の役職経験はない。

3 原告石澤浩

原告石澤は、郵政労働者ユニオン大阪北部支部（当時）に加入した（年月日は調査中）。

原告石澤には、組合の役職経験はない。

以上